

役員利益相反防止のための規程

特定非営利活動法人

ジャパン・プラットフォーム

(本規程の目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム（以下「当団体」という。）の役員利益相反による弊害の発生を防止するため、自己申告や適正化のために必要な措置その他に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 本規程は、当団体の役員に対して適用する。

(役員親族等の排除)

第3条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれてはならない。

2 役員のうちには、次の各号に掲げる者が役員総数の3分の1を超えて含まれてはならない。

- (1) それぞれの役員について、当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特定非営利活動促進法施行規則（以下「規則」という。）第16条各号で定める特殊の関係のある者
- (2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の100分の50以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の規則第17条で定める関係のある法人を含む。）の役員若しくは使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と規則第18条で定める特殊の関係のある者

(自己申告)

第4条 役員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当団体以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に代表理事に書面で申告するものとする。ただし、代表理事が複数存在する場合には、1名の代表理事に対する申告でも足りる。

2 前項に規定する場合のほか、当団体と役員との利益が相反する可能性がある場合（当団体と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 役員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に代表理事に書面で申告するものとする。

4 前3項の規定については、当団体設立の趣旨及び特性に鑑み、加盟NGO団体の実情や意見等を当団体の運営に適切に反映させるために選出された加盟NGO団体所属の役員に関しては、その性質上不可避免的に生じる所属NGO団体に関する事項に限り対象とせず、当該行為等についての申告は不要とする。

5 代表理事が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを理事会又は理事会が事前に指名する担当理事に対して行うものとする。ただし、代表理事が複数存在する場合には、他の代表理事に対して申告するものとする。

(定期申告)

第 5 条 役員は、毎年 1 月と 6 月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について、前条の規定に従って書面で申告するものとする。

(申告後の対応)

第 6 条 前 3 条の規定に基づく申告を受けた者は、管理部等と連携して申告内容を確認した上、必要に応じて、速やかに当該申告を行った者に対して、当団体との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置(以下「適正化等措置」という。)を求めるものとする。

(利益相反状況の積極的な防止等)

第 7 条 他の役員における利益相反状況ないし同状況が生じる可能性を発見した役員は、対象者の性質に応じて、速やかに代表理事若しくは理事会又は理事会が事前に指名する担当理事に対して報告をし、報告を受けた者は、必要に応じて、速やかに適正化等措置を求めるものとする。

(加盟 N G O 団体所属役員に関する措置)

第 8 条 利益相反状況の防止の見地から、加盟 N G O 団体所属の役員は、当団体における同人所属団体への助成・支援等の同団体及び同団体構成員に関連する個別具体的な意思決定については一切関与しないものとする。ただし、理事会が特別な事情により例外として認めた場合にはその限りではない。

(申告内容及び申告書面の管理)

第 9 条 第 3 条又は第 4 条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、管理部にて管理するものとする。

(役員就任前の確認)

第 10 条 本規程の趣旨に鑑み、当団体では、新しい役員の就任に先立って、第 3 条第 1 項及び第 2 項に該当する事項につき対象者の自己申告等の方法によって事前に確認し、必要に応じて、速やかに適正化等措置を求めるものとする。

(改廃)

第 11 条 本規程の改廃は、理事会の決議によって行う。なお、理事会は、必要に応じて、改廃の内容につき、監事の意見を事前に徴する。

(附則)

- 1 この規程は、2019 年 7 月 31 日から施行する。
- 2 この規程は、2020 年 11 月 1 日に改定する。

(別紙)

- 1 当団体からの助成を受ける可能性のある団体、又はこれらの団体になり得る団体等（以下「助成対象団体等」という。）の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、加盟NGO団体所属の役員又はこれに準ずるものが、当団体設立の趣旨及び特性に鑑み、加盟NGO団体の実情や意見等を当団体の運営に適切に反映させるために選出される場合を除くほか、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 2 助成対象団体等又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「助成対象団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、助成対象団体等又は助成対象団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- 3 助成対象団体等又は助成対象団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 4 助成対象団体等又は助成対象団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。
- 5 助成対象団体等又は助成対象団体等役職員から供応接待を受けること。
- 6 助成対象団体等役職員と共にゴルフをすること。
- 7 助成対象団体等役職員と共に旅行（当団体の業務に関連する場合を除く。）をすること。
- 8 助成対象団体等又は助成対象団体等役職員をして、第三者に対し前2号から7号に掲げる行為をさせること。

以上